

高齢者向け民間賃貸住宅 令和8年度の入居者の募集

当制度は、住宅に困っている高齢者の方に民間の賃貸住宅を紹介し、公営住宅への入居が決まるまでの期間（最長6年間）、家賃の補助をする制度です。

入居期間内は対象となる公営住宅の募集にはすべて申し込み、当選された時点で公営住宅へ転居していただきます。

賃貸住宅は、「単身世帯向け」17室と「二世帯向け」15室があり、いずれも現在入居中の物件について空き室が発生した場合に、抽選番号順に紹介します。

● 申込の方法（以下①～④の手順でお申込みください）

申込期間は、令和8年8月3日(月)～8月18日(火)です。

① 入居資格の確認

単身と二世帯では入居資格が異なります。2・3ページをご確認ください。

② 申込書の作成

最後のページに添付されている「申込書」に必要事項を記入してください。

③ 申込書の「返信はがき」に返信切手（85円分の切手）を必ず貼ってください。

貼っていない場合は、通知できません。

④ 申込期限は令和8年8月18日（火）までです。（当日消印有効）

封筒（封筒の指定はありません）に「申込書」を封入し、下記の窓口へ郵送もしくは直接お持ちください。（総合福祉事務所や区民事務所では受け付けられません。）

● 窓口（郵送先・問合せ先）

【住 所】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区 高齢社会対策課 施設係（区役所西庁舎3階）

【電話番号】03-5984-4586

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝休日を除く）

申込み後の手続き

※ 4ページもご確認ください。

申込み後は抽選の上、登録順位をつけて申し込みされた方に返信します。
その登録順位に従って、入居要件を確認の上、物件を紹介します。

入居資格

※ 単身世帯と二世帯とでは、入居資格が一部異なります

原則として、以下の要件のすべてを満たしていることが必要です。

入居後に入居資格を満たさなくなった場合（所得額の増加、公営住宅への申込みをしないなど）は、家賃等補助の対象外となります。

なお、以下の要件は区の補助要件であり、入居にあたっては、別に賃貸人（家主）等による審査があります。

1 単身世帯または二世帯であること

※ 以下①②のように家族を分離しての申込みはできません。

- ① 夫婦が別居する申し込み
- ② 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

（１） 単身世帯の場合

申込者は、65 歳以上（昭和 36 年8月1日以前の生まれ）の単身者（申込み時に同居親族がいない）であること。

（２） 二世帯の場合

申込者は、65 歳以上（昭和 36 年8月1日以前の生まれ）であること。および現に同居または同居しようとする者が、60 歳以上（昭和 41 年8月1日以前の生まれ）であること。

- ① 現に同居している者が、6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族および婚約者であること。
- ② 現に同居している者が内縁関係の場合、住民票で「未婚の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- ③ 現在別に住んでいる者と一緒に申し込む場合は、つぎのいずれかに当てはまること。
 - ア 婚約者（区が指定した日までに入籍できること）。
 - イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。
 - ウ 独立して生計を営む3親等以内の血族または姻族であり、現在、住宅に困窮しているため、同居できないこと。

2 居宅での生活が送れる心身の状態であること

申込者（二世帯の場合は、同居者も含む）は、日常生活（移動、食事、着脱衣、入浴、排せつなど）において、自立している、または介護を受けられることで、生活に支障のない状態であること。

3 練馬区内に3年以上居住していること

申込者（二世帯の場合は、同居人も含む）は、令和8年8月1日現在、練馬区内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

4 所得が定められた基準内であること

申込世帯の前年の所得金額が、下記の範囲内であること（二人世帯の場合は二人分の合算）。

- (1) 単身世帯の場合 256万8000円以下
- (2) 二人世帯の場合 294万8000円以下

5 住宅に困っていること

- (1) 自家所有者は申込みできません。ただし、つぎの場合は申し込むことができます。
 - ① 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、入居後、3か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本・契約書等を提出できる場合。
 - ② 差押、正当な事由による立ち退き要求等により、自家所有者でなくなる場合。
- (2) 公営住宅（都営住宅、区営住宅）に入居している方は、申し込めません。
 - ※ 都民住宅・UR（旧公団）賃貸住宅・公社住宅に入居されている方は申込みができます。
- (3) 生活保護を受給している方は、申し込みできません。

6 公営住宅への入居を希望し、入居資格を有していること

申込者は、本制度を利用している期間中、応募可能な公営住宅の募集があったときは、これに応募することが要件となります。したがって、公営住宅の入居資格を有しない方（例：都の定める収入基準を超える方、暴力団員など）は、本制度の資格対象外となります。

※ **単身世帯**は入居時に原則、「高齢者在宅生活あんしん事業」の利用に同意をしていただく必要があります。申込みや事業内容についてのお問合せは、お近くの地域包括支援センターへご連絡ください。

申込みから住宅紹介までの流れ

申込み期間

8月18日（火）まで

- 郵送または窓口へ申込みください。
（郵送の場合は、当日消印有効）
- 申請はオンラインでも受け付けています。
下記の二次元コードよりご申請ください。



抽選結果のお知らせ

9月中旬頃発送予定

- 抽選により登録順位（空室を紹介する順位）をつけて、結果を返信はがきによる「抽選結果のお知らせ」にて、郵送でお知らせします。
※ オンライン申請の場合は、メールにてお知らせします。

登録物件の照会

9月下旬～翌年7月末まで随時

登録順位（空室を紹介する順位）に従って入居資格の確認を行い、対象者の方に住宅を紹介いたします。

（資格確認のため住民票と課税（非課税）証明書等が必要となります。）

賃貸借契約に当たっては、区の審査とは別に、賃貸人による審査があります。

登録順位は、翌年7月31日まで有効です。

こんなときは…

1 「申込み後、住所が変わったとき（区内）」

郵便局に「転居届」を出して、抽選結果のはがきを受け取れるようにしてください。高齢社会対策課施設係に連絡をされても、はがき等の住所の変更はできません。

2 「抽選の終了後、住所が変わったとき」

高齢社会対策課施設係へ連絡してください。区からの連絡ができなくなった場合は、失格扱いとなります。

3 「抽選番号の通知が送られてこないとき」

10月に入っても送られてこない場合は、ご連絡ください。

高齢者向け民間賃貸住宅とは

正式な事業名を「練馬区高齢者優良居室提供事業」と言います。

高齢者のみの世帯を対象として、不動産業界の団体の協力のもと、区に登録された民間の賃貸住宅で、つぎのような要件を備えています。

設 備 等

1 一定の居住水準を備えています。

- (1) 居住面積：「単身世帯 25㎡以上（平成23年7月以前に着工された住宅においては20㎡以上）」「二世帯 29㎡以上」
- (2) 専用の台所、便所および浴室が設置されています。

2 安全対策等を施すことができます。

入居者の希望と負担により、火災警報器・自動消火器の設置や、住宅の改修（手すりの設置、段差の解消等）ができます。

賃貸借契約

本制度によりご紹介した住宅に係わる賃貸借契約は申込者が直接、賃貸人と契約してください。

入居期間

入居期間は、入居した日から起算して、最長6年間です。
7年目以降は家賃等の補助はありません。

家 賃

家賃については、区と入居者がそれぞれ5割ずつ負担します。

※ 実際の負担額は、入居する住宅によって異なることになります。

毎月の家賃負担分は、賃貸人に直接お支払いください。

「単身世帯 家賃10万円以内の居室」・・・本人負担額5万円以内

「二世帯 家賃12万円以内の居室」・・・本人負担額6万円以内

家賃のほかに入居者が負担する費用

賃貸人との賃貸借契約によって決められた敷金および共益費等は、全額入居者の負担となります（賃貸人に直接、お支払いください）。

なお、礼金・更新料については、区が1か月分を上限に補助いたします。1か月分を超える額については入居者の負担となります。

《参考》 高齢の方の住まいの探し方について

《1 民間の賃貸住宅の探し方》

(1) (公社)東京都宅地建物取引業協会第九ブロック 加盟店

区内に約500店の加盟店 (<https://www.tokyo-takken.or.jp/block/9>) があり、高齢者の方の入居が可能な居室の紹介もしています。

(2) (公社)全日本不動産協会 東京都本部 練馬支部

高齢者の方の入居が可能な居室の紹介もしています。

(https://rabbynet.zennichi.or.jp/div_tokyo_nerima/rent/home/tokyo)

(3) サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

(<http://www.satsuki-jutaku.jp/>)

(4) 都市型軽費老人ホーム

都市型軽費老人ホームとは、満60歳以上の区民の方で、低所得であり、かつ自炊ができない程度の身体機能の低下により、自立した日常生活を営むことについて不安のある方を対象とした入所施設です。詳しくは最寄りの地域包括支援センターへご相談ください。

(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/shisetsu/koreikaigo/toshigatakeihi/toshigatakeihi.html>)

(5) 高齢者居住支援制度

保証人が見つからない世帯に対して、民間保証会社が保証人となり、居住継続を支援する制度です。保証会社に支払う保証料の一部を区から補助します。

詳しくは最寄りの総合福祉事務所の高齢者支援係へご相談ください。

(6) 住まい確保支援事業

高齢等を理由に民間賃貸住宅への入居を断られるなど、住まい探しでお困りの方に区内不動産団体の協力により、入居を拒まない民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。

(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/kakuho/sumaikakuho1.html>)

《2 行政サービスとしての住宅の紹介》

(1) 公営(都営・区営)住宅

募集は、各申込月(5月・8月・11月・2月)に発行される区報でお知らせしていますのでご確認ください。申込書は募集期間中に、区役所・各区民事務所(練馬を除く)・各区立図書館(南大泉図書館分室を除く)で配布しています。

(2) 高齢者向け民間賃貸住宅の紹介

公営住宅への入居が決定するまでの間(最長6年間)、民間の賃貸住宅を紹介し家賃の補助を行います。

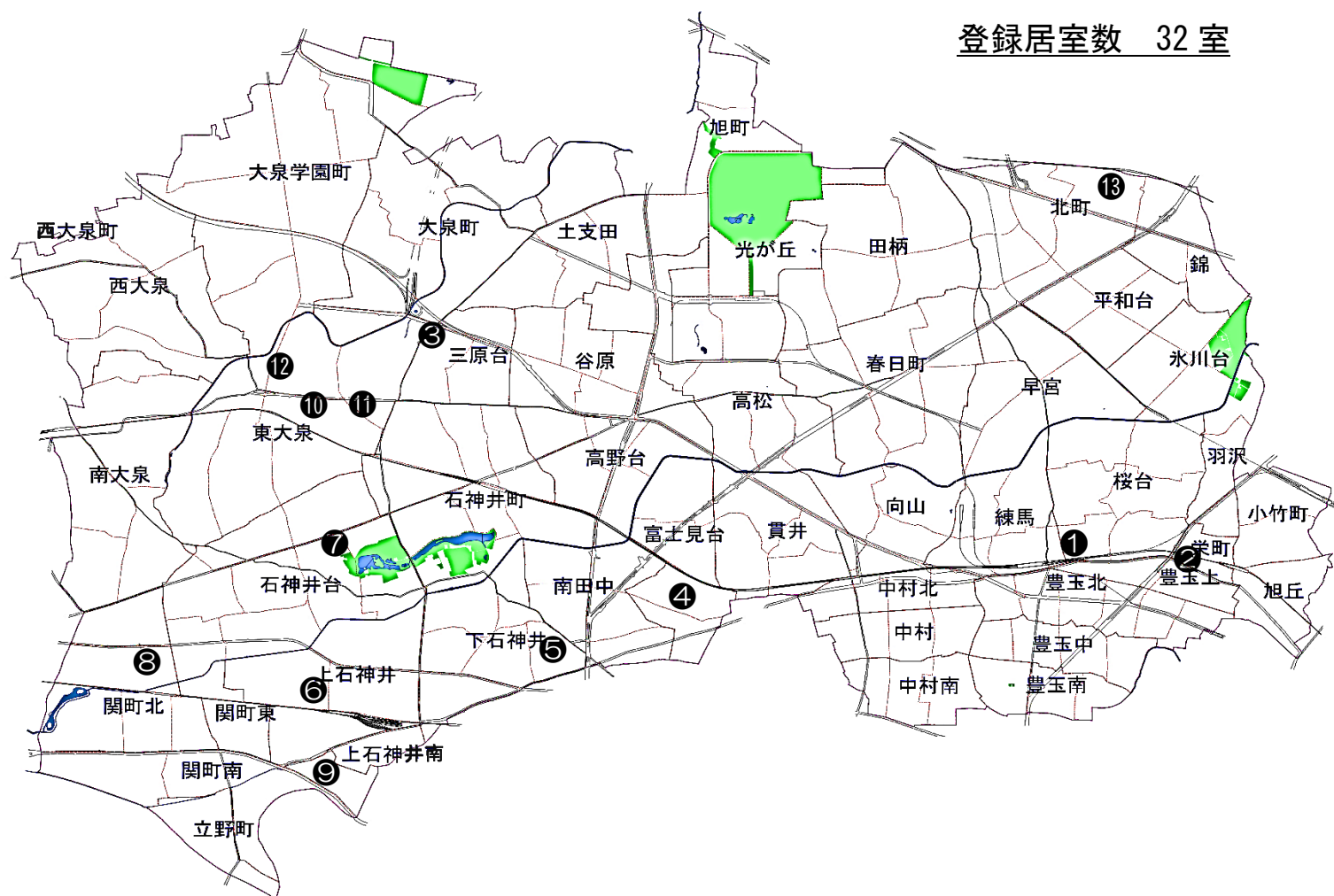
(3) このほか：都民住宅・UR賃貸住宅(旧公団住宅)・公社住宅

都営・区営住宅の所得基準を超える方の入居を想定しているため、負担額については高くなる傾向にあります。

配置図

令和8年7月1日現在

登録居室数 32 室



練馬地区

- ①桜台四丁目 ②栄町六丁目

石神井地区

- ③三原台三丁目 ④富士見台二丁目 ⑤下石神井一丁目 ⑥上石神井四丁目
⑦石神井台三丁目 ⑧関町北四丁目 ⑨関町南一丁目

大泉地区

- ⑩東大泉一丁目 ⑪東大泉二丁目 ⑫東大泉三丁目

光が丘地区

- ⑬北町二丁目

令和8年度版

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けられますように～

高齢者在宅生活あんしん事業 ご案内



練馬区公式キャラクター
ねり丸 ©練馬区

 練馬区

1 高齢者在宅生活あんしん事業とは

在宅における見守り事業を一体的に提供することにより、高齢者が在宅で安心して暮らし続けることができるよう支援することを目的とした事業です。以下のサービスから組み合わせご利用いただけます。

(1) 緊急通報システム（裏表紙をご覧ください）

通報機のボタンを押すことにより、緊急時に警備員の駆けつけと救急車の要請ができます。また、事故発生のおそれがあると確認された場合、通報がなくても警備員が自宅に駆けつけ状況確認します。

- 24 時間 365 日コールセンターの看護師に健康相談ができます。
- 月 1 回、コールセンターより状況確認の連絡をします。
- サービス開始前に自宅の鍵をお預かりします（またはキーボックス対応）。
- 介助目的での警備員の駆けつけはできません。

(2) 生活リズムセンサー

自宅での動きの回数が一定に満たない場合に、警備員が自宅に駆けつけ状況確認します。

(3) 見守り訪問（訪問支援事業）

訪問支援協力員（区民ボランティア）が週 1 回程度、自宅に訪問します。

- ご希望により玄関先での声かけや、外からの見守り（郵便受けや雨戸の状況の確認）などの方法で、安否確認を行います。
- お約束した日にお会いできない場合、また郵便受けがたまっているなど、様子に変化がみられる場合は地域包括支援センターに連絡します。連絡を受けた地域包括支援センターは、電話・訪問等により安否確認を行います。

(4) 見守り電話

コールセンターより週 1 回、安否確認のためお電話します。

- 事前に不在のご連絡が無く、時間を変えるなどの再度の電話にも応答がない場合は、お申込み時にご記入いただいた緊急連絡先にご連絡し、安否確認をします。
- 緊急連絡先でも安否確認ができない場合は、練馬区に報告され、地域包括支援センターが電話・訪問等で安否確認を行います。

(5) 見守り配食（緊急通報システムと併用の場合）

区に登録した見守り配食登録事業者が食事を配達します。事故発生のおそれがあると思われる場合は、あらかじめ利用者が指定した緊急連絡先に連絡します。緊急通報システムと併用することで、警備の駆けつけによる状況確認もできます。

(6) 見守り ICT

高齢者の見守り等を支援する機器を導入した際の費用の一部を助成します。

2 対象となる方

共通要件	全サービス共通（見守り I C Tを除く）			
	練馬区に住所を有し、かつ、居住する 65 歳以上の高齢者のうち、慢性疾患等がある等の日常生活を営む上で常時注意を要する者または要介護・要支援・総合事業対象者で以下のいずれかの世帯に属する者 ①ひとり暮らし高齢者 ②高齢者のみの世帯 ③日中または夜間に独居の状態にある高齢者 ④同居者全員が介護保険要介護度 1～5、身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～4 度または精神障害者保健福祉手帳 1～3 級の世帯に属する高齢者			
個別要件	緊急通報システム	見守り訪問	見守り配食	見守り I C T
	生活リズムセンサー	見守り電話		
	見守りがある施設・住宅に入所していないこと。 生活リズムセンサーは、緊急通報システムを利用していること。	① 週 1 回以上訪問・通所サービスを利用していないこと ② 見守りがある施設・住宅に入所していないこと ※見守り訪問・見守り電話の併用はできません。	緊急通報システムを利用していること。 ※単独利用の場合は、対象要件はありません。	練馬区に住所を有し、かつ、居住する 65 歳以上の高齢者 ※詳細は、「高齢者等見守り I C T 機器導入費用助成事業のご案内」をご覧ください。

※見守り配食・見守り I C T は、利用者と事業者との民間契約になります。

※見守り I C T は、身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方ならびに難病患者等の方への助成もあります。

3 費用負担

	住民税課税世帯	住民税非課税世帯	生活保護世帯
緊急通報システム	月額 400 円	月額 300 円	無料
生活リズムセンサー	月額 600 円	月額 200 円	無料
見守り訪問／電話	無料	無料	無料
見守り配食	弁当代実費（料金は配食事業者により異なります）。		
見守り I C T	月額利用料等		

4 申込

お近くの地域包括支援センターの窓口でお申込みください。

※見守り配食は、裏表紙の「見守り配食登録事業者一覧」から選択してください。

見守り配食登録事業者一覧

(令和8年4月1日現在)

名称	電話番号
① 宅配クックワン・ツウ・スリー練馬店	03-5998-0123
② ニコニコキッチン 練馬南店/練馬中央店	03-5987-2520 (練馬南店) 03-3904-8135 (練馬中央店)
③ まごころ弁当 練馬・中野杉並店	03-5356-8930
④ ライフデリ 練馬・和光店	03-6754-8378
⑤ ワタミの宅食 練馬西営業所/練馬東営業所	0120-321-510
⑥ 配食のふれ愛 東京練馬店	080-8164-2756
⑦ 花鳥風月	03-6379-1872
⑧ 【コープみらい】コープデリ石神井センター	0120-502-160

※利用料金・サービス内容等は、「見守り配食のご案内」をご確認ください。

●緊急通報システムについて

① 通報機

※熱中症注意喚起機能付き

室温が基準を超えると音声によりメッセージが流れます



② 付属のペンダント



※サービスはご自宅の敷地内でのみ使用できます。

※固定電話回線がない方は①の機器に通信回線を内蔵したもののご案内となります。

【エアコンの購入費を助成】

「自宅にエアコンがない」「故障などで1台も動かない」状態で、経済的なご事情から新たな購入が難しい住民税非課税世帯等へ、エアコン購入費を助成します(申込期限 12 月末)。申し込み方法など詳しくは、下記担当にお問合せいただくか、区ホームページをご覧ください。

(問合せ) エアコン購入費助成担当 電話：5984-1067

(令和8年4月1日現在)

地域包括支援センター（医療と介護の相談窓口）

基本地区	センター名	所在地	電話番号	担当地域
1 練馬	①みらい青空	旭丘 2-40-1 (みらい青空学園複合施設内)	5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
	②桜台	桜台 1-22-9 (桜台地域集会所内)	5946-2311	桜台
	③豊玉	豊玉南 3-9-13 2階 (デイサービスセンター内)	3993-1450	豊玉中、豊玉南
	④練馬	練馬 2-24-3 (デイサービスセンター内)	5984-1706	練馬
	⑤練馬区役所	豊玉北 6-12-1 (練馬区役所東庁舎 5 階)	5946-2544	豊玉上、豊玉北
	⑥中村橋	貫井 1-9-1 (中村橋区民センター 2 階)	3577-8815	貫井、向山
	⑦中村かしわ	中村 2-25-3	5848-6177	中村、中村南、中村北
2 光が丘	⑧北町	北町 2-26-1 (北町地区区民館内)	3937-5577	錦、北町1～5・8、平和台
	⑨北町はるのひ	北町 6-35-7 (北保健相談所内)	5399-5347	氷川台、早宮、北町6・7
	⑩田柄	田柄 4-12-10 (特別養護老人ホーム内)	3825-2590	田柄1～4、光が丘1
	⑪練馬高松園	高松 2-9-3 (特別養護老人ホーム内)	3926-7871	春日町、高松1～3
	⑫光が丘	光が丘 2-9-6 (光が丘区民センター 2 階)	5968-4035	光が丘2・4～6、旭町、高松5-13～24番
	⑬光が丘南	光が丘 3-3-1-103号	6904-0312	高松4・5-1～12番、田柄5、光が丘3・7
	⑭第3育秀苑	土支田 1-31-5 (特別養護老人ホーム内)	6904-0192	土支田、高松6
3 石神井	⑮高野台西	高野台 5-24-1 (デイサービスセンター内)	6913-1515	谷原、高野台2～5
	⑯高野台	高野台 1-7-29 (練馬高野台駅前地域集会所内)	5372-6300	富士見台、高野台1、南田中1～3
	⑰石神井	石神井町 3-30-26 (石神井庁舎 4 階)	5923-1250	三原台、石神井町、石神井台1・3
	⑱moi (モア)	下石神井 3-6-13 (特別養護老人ホーム内)	3996-0330	下石神井、南田中4・5
	⑲第二光陽苑	関町北 5-7-22 (特別養護老人ホーム内)	5991-9919	石神井台2・5～8、関町東2、関町北4・5
	⑳関町	関町北 1-7-2 (関町民センター 1 階)	3928-5222	関町北1～3、関町南2～4、立野町
	㉑上石神井	上石神井 1-6-16 (上石神井南地域集会所内)	3928-8621	上石神井、関町東1、関町南1、上石神井南町、石神井台4
4 大泉	㉒やすらぎミラージュ	大泉町 4-24-7 (特別養護老人ホーム内)	5905-1190	大泉町1～4
	㉓大泉北	大泉学園町 4-21-1 (大泉北地域集会所内)	3924-2006	大泉学園町4～9
	㉔大泉学園通り	東大泉 3-53-1 (東大泉地区区民館内)	5933-0156	大泉学園町1～3、大泉町5・6、東大泉3-52～55番、3-58～66番
	㉕南大泉	南大泉 5-26-19 (南大泉地域集会所内)	3923-5556	西大泉、西大泉町、南大泉5・6
	㉖大泉	東大泉 1-28-1 (リズモ大泉学園 2 階)	5387-2751	東大泉1・2、東大泉3-1～51番、3-56～57番、東大泉4～6
	㉗やすらぎシティ	東大泉 7-27-49 (特別養護老人ホーム内)	5935-8321	東大泉7、南大泉1～4

ご相談は、担当地域にかかわらず、どのセンターでもお受けします。